

議案第76号

新居浜市東平記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市東平記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年8月31日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市東平記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市東平記念館設置及び管理条例（平成6年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 東平記念館の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により東平記念館の管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第5条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う業務）

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に東平記念館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（1）第3条各号に掲げる事業の実施に係る業務

(2) 東平記念館への入館及びマイン工場の使用の許可並びにその取消し等に関する業務

(3) 東平記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) その他東平記念館の管理に関し市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、適正に東平記念館の管理を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条第1項の規定により東平記念館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該管理を指定管理者に行わせる日前に市長がした使用の許可その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、指定管理者がした使用の許可その他の行為とみなす。

提案理由

新居浜市東平記念館について、指定管理者制度を導入し、指定管理者に管理を行わせることができるよう必要な事項を定めるため、本案を提出する。